

令和6年能登半島地震関連

令和6年1月10日  
航空局安全部安全政策課**航空機による救援活動に支障が生じないよう、航空法の手続の柔軟な運用を行います**

令和6年能登半島地震による災害を受け、物資輸送を含む救援活動を行う航空機に関し、救援活動に支障が生じないよう、航空法の手続について、柔軟な運用を行います。

令和6年能登半島地震による災害を受け、航空機による物資輸送を含む救援活動が不可欠となっている状況に鑑み、航空機を使用した救援活動に支障が生じないよう、当面の間、別紙のとおり、航空法の手続について、柔軟な運用を行いますのでお知らせいたします。

**<措置の概要>****1 救援活動に従事する航空機の運航に係る許可等についての柔軟な運用（1月1日から対応中）****(1) 空港等以外の場所への離着陸の許可等**

空港等以外の場所への離着陸（場外離着陸）を行う場合、最低安全高度以下の飛行を行う場合及び航空機から物件を投下する場合に必要な許可等について、口頭による手続等を認める。

（注） 公的機関（警察・消防・防衛等）の航空機及び同機関からの依頼を受けた航空機等が捜索又は救助を行う場合には、従来より、航空法第81条の2に基づき、場外離着陸及び最低安全高度以下の飛行に関する許可は不要です。

**(2) 爆発物等の輸送に係る承認**

被災地への救援物資、ライフラインの復旧等に必要とされる資機材等に含まれる爆発物等（小型燃料ガスボンベ等）の輸送に必要な承認について口頭による手続等を認める。

**2 救援活動を行う航空機及び操縦士について、有効期間満了後の運航を可能とするための特例許可の柔軟な運用（本日（1月10日）から対応開始）****(1) 航空機の耐空証明**

救援活動を継続的に行う必要等により耐空証明の更新が困難である場合に、航空法第11条第1項ただし書による許可を受けることで、耐空証明有効期間（1年）満了後も航空の用に供してよいこととする（口頭による手続も可）。

**(2) 操縦士の航空身体検査証明**

救援活動を継続的に行う必要等により航空身体検査証明の更新が困難である者について、航空法施行規則第61条の3第4項の航空身体検査証明の有効期間の伸長を受けることで、有効期間満了後も、救援活動を行う航空機の操縦を行ってよいこととする（口頭による手続も可）。

**(3) 操縦士の特定操縦技能審査（操縦技能証明）**

救援活動を継続的に行う必要等により特定操縦技能審査を受けることが困難である者について、航空法第71条の3第2項の許可を受けることで、特定操縦技能審査の有効期間（2年）満了後も、航空機の操縦等を行ってよいこととする（口頭による手続も可）。

**【お問い合わせ先】**

航空局安全部安全政策課 梶原、伊井（内線 50104、50113）

電話：03-5253-8111（代表） 03-5253-8737（直通）

令和6年能登半島地震に伴う救援活動に従事する航空機に対する  
空港等以外への離着陸の許可等に係る手続の柔軟な運用について  
(措置1(1)関連)

## 1. 対象者

令和6年能登半島地震に伴う救援活動を行う航空機

(注：航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)第176条各号に掲げる航空機(公的機関(警察・消防・防衛等)の航空機及び同機関からの依頼を受けた航空機等)が捜索又は救助のために行う航行については、航空法(昭和27年法律第231号。以下「法」という。)第81条の2の規定により、法第79条(航空機の離着陸)及び法第81条(最低安全高度)は適用除外となっており、この2件の許可は従来から不要。)

## 2. 手続の概要

令和6年1月1日より当面の間、令和6年能登半島地震による災害に伴う救援活動を行う航空機に関しては、

- ① 法第79条ただし書の許可(空港等以外への離着陸許可)
- ② 法第81条ただし書の許可(最低安全高度以下への飛行許可)
- ③ 法第89条ただし書の届出(物件の投下の届出)

については、「災害時に救援活動を行う航空機に係る許可手続等に関する処理要領(平成23年10月20日付、国空航第305号)」に従って、申請者からの電話連絡による手続を認めるなど柔軟な運用を行うこととする。

## 3. 本件に係る申請及び届出先

(静岡県、長野県、新潟県以东の場合)

東京航空局 保安部 運航課                   03-5275-9321 (平日9:00~17:45)  
090-4931-5111 (平日時間外・休日)

(愛知県、岐阜県、富山県以西の場合)

大阪航空局 保安部 運航課                   06-6937-2780 (平日9:00~17:45)  
080-8949-9908 (平日時間外・休日)

令和6年能登半島地震に伴う救援活動に従事する航空機による  
爆発物等の輸送に係る手続の柔軟な運用について  
(措置1(2)関連)

1. 対象者

令和6年能登半島地震による災害に伴う救援活動を行う航空機

(注：自衛隊の航空機は、そもそも爆発物等の輸送に係る手続は不要。)

2. 手続の概要

令和6年1月1日より当面の間、令和6年能登半島地震に伴う救援活動を行う航空機に関しては、被災地への救援物資、ライフラインの復旧等に必要とされる資機材等に含まれる爆発物等の輸送に係る航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第194条第2項第5号に定める承認手続については、「救援活動に係る航空機による爆発物等の輸送について（平成28年6月29日付、国空航第2374号）」に従って、申請者からの電話連絡による手続を認めるなど柔軟な運用を行うこととする。

3. 本件に係る申請先

航空局 安全部 安全政策課

03-5253-8737(平日 9:30~18:15)

080-2249-5839 (平日時間外・休日)

令和6年能登半島地震に伴う救援活動に従事する航空機の  
耐空証明の有効期間満了時の取り扱いについて  
(措置2(1)関連)

1. 対象者

令和6年能登半島地震に伴う救援活動を行う航空機

(注：自衛隊の航空機は、そもそも耐空証明が不要。)

2. 耐空証明に関する措置

2-1 令和6年1月10日より当面の間、1.の航空機のうち、耐空証明の有効期間(1年)が満了する航空機であって、救援活動を継続的に行う必要があること等により、耐空証明を更新することが困難なものについては、安全確保のための措置<sup>(※)</sup>を講じることを前提に、航空法(昭和27年法律第231号。以下「法」という。)第11条第1項ただし書による許可により、耐空証明有効期間満了後も、航空の用に供してもよいこととする。

(※安全確保のための措置の例)

- ・メーカーの定める点検・整備作業を通常どおり行うこと
- ・故障が予想される部品については、予防的に早期に交換すること
- ・日々の運航において、機体の状況が良好であることについて、特に慎重に確認すること

2-2 上記の法第11条第1項ただし書許可申請において、申請書に記載することが困難と考えられる事項(飛行経路、同乗者氏名等)については、記載不要とする。また、あらかじめ申請書を提出することが困難である場合は、申請者からの電話連絡による手続等を認めることとする。

3. 本件に係る申請先

(最初の離陸空港が静岡県、長野県、新潟県以東の場合)

東京航空局 安全統括室 航空機検査官室 03-5275-9325 (平日9:00~17:45)  
090-7195-0452 (平日時間外・休日)

(最初の離陸空港が愛知県、岐阜県、富山県以西の場合)

大阪航空局 安全統括室 航空機検査官室 06-6937-2770 (平日9:00~17:45)  
080-1478-9761 (平日時間外・休日)

令和6年能登半島地震に伴う救援活動に従事する操縦士の  
航空身体検査証明の有効期間満了時の取り扱いについて  
(措置2(2)関連)

1. 対象者

令和6年能登半島地震に伴う救援活動を行う航空機を運航する操縦士のうち、航空身体検査証明の有効期間が令和6年1月10日から令和6年3月9日までの間に満了する者。ただし、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）第61条の2第3項の規定に基づき身体検査基準に適合するとみなされ、国土交通大臣により航空身体検査証明書の交付を受けている者（次回更新時においても大臣判定申請が必要となるものに限る）を除く。

（注：自衛隊機の操縦者は、そもそも航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）上の航空身体検査証明は不要。）

2. 航空身体検査証明に関する措置

2-1 令和6年1月10日より当面の間、1.の対象者のうち、航空身体検査証明の有効期間が満了する者であって、救援活動を継続的に行う必要があること等により、航空身体検査証明を更新することが困難な者については、安全確保のための措置<sup>(※)</sup>を講じることを前提に、規則第61条の3第4項の航空身体検査証明の有効期間の伸長を受けることで、有効期間満了後も、救援活動を行う航空機の操縦を行ってよいこととする。なお、伸長する期間は有効期間満了日の翌日から起算して3月間とする。

（※安全確保のための措置の例）

- ・各飛行の実施前に自らの健康状態について確認すること
- ・飛行の安全に影響を及ぼすような心身の異常を認めた場合には乗務しないこと

2-2 規則第61条の3第4項の航空身体検査証明の有効期間の伸長を受けるためには、申請者の氏名及び住所、操縦者の氏名及び資格を申請書に記載し、現有する航空身体検査証明書（写し）を添付して提出すること。なお、申請書様式は、国土交通省ホームページの「航空従事者の医学適性や航空身体検査の証明について」（[https://www.mlit.go.jp/koku/15\\_bf\\_000743.html](https://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000743.html)）を参照のこと。また、あらかじめ申請書を提出することが困難である場合は、申請者からの電話連絡による手続等を認めることとする。

3. 本件に係る申請先

航空局安全部安全政策課乗員政策室

03-5253-8738（平日 9:30~18:15）

令和6年能登半島地震に伴う救援活動に従事する操縦士の  
特定操縦技能審査の有効期間満了時の取り扱いについて  
(措置2(3)関連)

1. 対象者

令和6年能登半島地震に伴う救援活動を行う航空機の操縦士

(注：自衛隊機の操縦者は、そもそも特定操縦技能審査(操縦技能証明)が不要。)

2. 特定操縦技能審査に関する措置

2-1 令和6年1月10日より当面の間、1.の対象者のうち、操縦等可能期間

(直近の特定操縦技能審査等の合格から2年)を満了する者であって、救援活動を継続的に行う必要等により特定操縦技能審査を受けることが困難である者については、安全確保のための措置<sup>(※)</sup>を講じることを前提に、航空法(昭和27年法律第231号。以下「法」という。)第71条の3第2項の許可を受けることで、当該期間満了後も、航空機の操縦等を行ってよいこととする。

(※安全確保のための措置の例)

- ・十分な飛行経歴を有している、又は継続的に操縦を行っているなど、必要な操縦技量が維持されているものと考えられること
- ・操縦に当たっては、安全確保に十分に配慮することとしていること

2-2 上記の法第71条の3第2項の許可申請については、「特定操縦技能審査実施要領(平成24年3月29日付、国空航第799号)」別紙第6によるところとするが、申請書に記載することが困難と考えられる事項(飛行日時・経路、同乗者氏名等)については、記載不要とする。また、あらかじめ申請書を提出することが困難である場合は、申請者からの電話連絡による手続等を認めることとする。

3. 本件に係る申請先

(静岡県、長野県、新潟県以东の場合)

東京航空局 保安部 運航課 03-5275-9321 (平日9:00~17:45)  
090-4931-5111 (平日時間外・休日)

(愛知県、岐阜県、富山県以西の場合)

大阪航空局 保安部 運航課 06-6937-2781 (平日9:00~17:45)  
090-5963-9643 (平日時間外・休日)

【参考】 参照条文

○ 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）（抄）

第十一条 航空機は、有効な耐空証明を受けているものでなければ、航空の用に供してはならない。但し、試験飛行等を行うため国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

2・3 （略）

（特定操縦技能の審査等）

第七十一条の三 操縦技能証明を有する者は、航空機の操縦に従事するのに必要な知識及び能力であつてその維持について確認することが特に必要であるもの（以下この条において「特定操縦技能」という。）を有するかどうかについて、操縦技能審査員（特定操縦技能の審査を行うのに必要な経験、知識及び能力を有することについて国土交通大臣の認定を受けた者をいう。第四項及び第百三十四条において同じ。）の審査を受け、これに合格していなければ、当該操縦技能証明について限定をされた範囲の航空機について次に掲げる行為を行つてはならない。この場合において、当該審査は、当該行為を行う日前国土交通省令で定める期間内に受けたものでなければならない。

一 航空機に乗り組んで行うその操縦

二 第三十五条第一項各号又は次条第一項の操縦の練習の監督

三 第三十五条の二第一項の計器飛行等の練習の監督

2 前項の規定は、同項の期間内に国土交通省令で定める方法により特定操縦技能を有することが確認された場合又は国土交通大臣がやむを得ない事由があると認め  
て許可した場合には、適用しない。

3・4 （略）

（離着陸の場所）

第七十九条 航空機（国土交通省令で定める航空機を除く。）は、陸上にあつては空港等以外の場所において、水上にあつては国土交通省令で定める場所において、離陸し、又は着陸してはならない。ただし、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

（最低安全高度）

第八十一条 航空機は、離陸又は着陸を行う場合を除いて、地上又は水上の人又は物件の安全及び航空機の安全を考慮して国土交通省令で定める高度以下の高度で飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

（搜索又は救助のための特例）

第八十一条の二 前三条の規定は、国土交通省令で定める航空機が航空機の事故、海難その他の事故に際し搜索又は救助のために行なう航行については、適用しない。

(爆発物等の輸送禁止)

第八十六条 爆発性又は易燃性を有する物件其他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれのある物件で国土交通省令で定めるものは、航空機で輸送してはならない。

2 (略)

(物件の投下)

第八十九条 何人も、航空機から物件を投下してはならない。但し、地上又は水上の人又は物件に危害を与え、又は損傷を及ぼすおそれのない場合であつて国土交通大臣に届け出たときは、この限りでない。

○ 航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号）（抄）

(身体検査基準及び航空身体検査証明書)

第六十一条の二 (略)

2 (略)

3 別表第四の規定の一部に適合しない者のうち、その者の経験及び能力を考慮して、航空機に乗り組んでその運航を行うのに支障を生じないと国土交通大臣が認めるものは、同表の規定にかかわらず、身体検査基準に適合するものとみなす。この場合において、国土交通大臣は、必要があると認めるときは、当該者が新たに航空身体検査証明を申請する場合は、当該者に対し、同表の規定の一部に適合しない原因となつた傷病の症状（以下この条において「症状」という。）の検査等を受けるべきこと等を指示することができる。

4～6 (略)

(航空身体検査証明の有効期間)

第六十一条の三 (略)

2・3 (略)

4 国土交通大臣は、航空身体検査証明を有する者が、天災その他やむを得ない事由により、身体検査を受けることができないと認めるときは、当該航空身体検査証明の有効期間を、期間を定めて伸長することができる。

(輸送禁止の物件)

第九十四条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる物件は、法八十六条第一項の国土交通省令で定める物件に含まれないものとする。

一～四 (略)

五 航空機以外の輸送手段を用いることが不可能又は不適當である場合において、国土交通大臣の承認を受けて輸送する物件

六 (略)

3～5 (略)